

日本におけるメディアの倫理とアカウンタビリティ
－『週刊朝日』橋下徹大阪市長差別報道を例に－

2013. 10. 20

発表者：野原仁（岐阜大学）

1. 本発表における論点

①『週刊朝日』報道と問題処理の経緯と後遺症、②メディアの倫理から見た問題点、③メディア・アカウンタビリティから見た問題点、④倫理とアカウンタビリティ欠如の原因

2. 本発表におけるメディア・アカウンタビリティの定義¹

情報送出者としてのメディア（media agency）が社会益への奉仕を念頭に置いて、「言論・表現の自由」を行使することを基本に、①「公共善」原理に基づいた企画・取材から公表行為（publication）後の影響までの責任を自覚し、②もし、その過程で問題が起き、その起因責任（casual responsibility）がメディア側にある場合、③関係者（stakeholders）への徹底した説明と謝罪、賠償、原状回復等を含む具体的行動責任（treatment responsibility）をとることによって、④それ以後の同種問題の再発の防止を担保するシステムの総過程

3. 『週刊朝日』報道と問題処理の経緯・後遺症

（1）『週刊朝日』問題以前

- ・ 2008年8月：一ノ宮美成＋グループK「橋下徹知事と大阪維新の深い闇」『平成日本タブー大全2008』（宝島社）が、橋下徹氏（以下、橋下氏と略）の「出自」について記載。
- ・ 2010年8月：『週刊ポスト』2010年8月13日号に、森功「橋下徹『大阪維新』夢のまた夢 母が明かした『家族』と同和体験」掲載。
- ・ 同年10月：『G2 vol.6』（講談社）に、森功「同和と橋下徹」掲載。
- ・ 2011年10月：『新潮45』11月号に、上原善広「孤独なポピュリストの原点 死亡した実父は暴力団員だった これまで一度も書かれなかった『橋下徹の真実』」掲載。
- ・ 同：『週刊文春』2011年11月3日号に、「暴力団員だった父はガス管をくわえて自殺 橋下徹42歳書かれなかった『血脈』」掲載。
- ・ 同：『週刊新潮』2011年11月3日号に、「『同和』『暴力団』の渦に吞まれた独裁者『橋下知事』出生の秘密」掲載。

（2）取材から掲載まで

- ・ 2012年4月：『週刊朝日』（以下、同誌と略）の河島大四編集長（当時）が橋下氏の連載を提案・決定。同時に、執筆者として佐野眞一氏（以下、佐野氏と略）を起用することも決

¹ 渡辺武達（同志社大学社会学部メディア学科教授）によるもの

定。

- ・ 5月8日：河畠編集長らが佐野氏に面会の上で執筆を依頼し、佐野氏が了承。
- ・ 6月下旬：佐野氏のデータマンである今西憲之氏と同誌記者2人が取材を開始。
- ・ 9月12日：佐野氏が初めて取材で来阪（当該記事に記載がある大阪維新の会のパーティー）、その後全部で4～5日間にわたって実際に取材活動を行った。
- ・ 9月23日：担当デスクが佐野氏と打ち合わせの際に、「ハシシタ ヤツの本性」というタイトルを提案、佐野氏も了承。その後、担当デスクが編集長にタイトルを伝え、編集長も了承。
- ・ 10月初旬：16日発売の10月26日号からの連載開始を決定。
- ・ 同月9日午後6時前：佐野氏から担当デスクに原稿が届いた。
- ・ 12日昼頃：編集長の下に原稿が届く。編集長は原稿に目を通した上で、担当デスクに対して、部落差別に関する表現を修整するように伝えると同時に、雑誌部門の責任者である雑誌統括に原稿をメールで転送。原稿を読んだ雑誌統括はすぐに編集長を呼び、「この原稿を載せることはできない」「朝日新聞と違うコードで誌面を作っているわけではない」などと伝え、また法務担当や社長室メンバーからも「出自を材料に人を攻撃する文章は許されない」などの指摘があり、雑誌統括は編集長に約10カ所の指摘を行った。これを受けて、雑誌統括から指摘された点を編集長がまとめて担当デスクに伝え、修正を検討するように指示した。しかし、この時点で、橋下氏の写真を使った表紙が校了済みだったことなどから、掲載の中止・延期などの選択肢は編集長の頭にはなかった。
- ・ 13日：編集長から指摘された点について佐野氏に担当デスクが電話で伝えるとともに相談し、差別的表現の一部を削除・修正したが、橋下氏の父親に関する記述は削除しなかった。また、場所を特定した箇所についても、「作家のオリジナリティを尊重するため」に削除しなかった。その後、担当デスクが修正した原稿を見た編集長は、それ以上の削除・修正を求めなかった。
- ・ 13日20：30頃：最終ゲラが完成。編集統括は、場所を特定した箇所と父親に関する記述だけは削除するように編集長に強く求めたが、「これは佐野さんの原稿ですから、これでいかしてください」と編集長が押し切って、校了した。
- ・ 16日：同誌10月26日号発行。なぜかこの日は、橋下氏は記者会見やツイッターでも同誌記事については触れず。

（3）発行後・後遺症

- ・ 17日朝：橋下氏が、ぶら下がり取材でこの記事を批判するとともに、「朝日新聞や朝日放送を含めて、朝日新聞社関連の記者の質問には答えることを控えさせてもらいたい」と発言。
- ・ 同日夜：朝日新聞出版の井手隆司・役員待遇管理統括兼管理部長が、橋下氏の発言を受けて、「週刊朝日は、当社が発行する週刊誌であり、朝日新聞とは別媒体です。同誌を含め、当社の刊行物は当社が責任を持って独自に編集しています。今回の記事は、公人である橋下徹氏の人物像を描くのが目的です」とのコメントを出した。
- ・ 18日：定例記者会見で、橋下氏が、朝日新聞に対し、週刊朝日への出資を続ける限り、記者の質問への回答を拒否するとの意向を改めて示した。なお、この会見の様態を、読売テレビ制作日本テレビ系列全国放送の『情報ライブ ミヤネ屋』が、スタジオでのやりとりも含めて生中継。
- ・ 18日19：00：朝日新聞出版が、河畠大四編集長名で、「記事中で、同和地区を特定する

ような表現など、不適切な記述が複数ありました。橋下徹・大阪市長をはじめ、多くのみなさまにご不快な思いをさせ、ご迷惑をおかけしたことを深くおわびします。私どもは差別を是認したり、助長したりする意図は毛頭ありませんが、不適切な記述をしたことについて、深刻に受け止めています。弊誌の次号で「おわび」を掲載いたします」とのコメントを発表。

- ・ 19日午後：朝日新聞出版が顧問弁護士と協議。その結果、連載中止を決定し、同日19：00に発表。さらに、朝日新聞社も「当社は、差別や偏見などの人権侵害をなくす報道姿勢を貫いています。当社から2008年に分社化した朝日新聞出版が編集・発行する『週刊朝日』が今回、連載記事の同和地区などに関する不適切な記述で橋下徹・大阪市長をはじめ、多くの方々にご迷惑をおかけしたことを深刻に受け止めています」とのコメントを発表。また、筆者の佐野氏は、「今回の記事は『週刊朝日』との共同作品であり、すべての対応は『週刊朝日』側に任せています。記事中で同和地区を特定したことなど、配慮を欠く部分があったことについては遺憾の意を表します」とのコメントを発表。
- ・ 20日：橋下氏がツイッターで朝日新聞などに対する取材拒否を撤回することを表明。
- ・ 22日：部落解放同盟が朝日新聞出版に抗議文を出す。
- ・ 23日：この日発売の『週刊朝日』11月2日号で、見開き2ページを使って、「記事チェックのあり方を見直し、社として、今回の企画立案や記事作成の経緯などについて、徹底的に検証を進めます」「同和地区を特定するなど極めて不適切な記述を掲載した」「ジャーナリズムにとって最も重視すべき人権に著しく配慮を欠くものになった」と編集長名の謝罪文を掲載。
- ・ 24日：朝日新聞出版が、神徳英雄社長名で朝日新聞社の「報道と人権委員会（以下、委員会と略）」に記事の審理を要請。また、同社の井手隆司・役員待遇管理統括兼管理部長が大阪市役所を訪れ、「報道と人権委員会の見解を踏まえて、再発防止策等を講じます。見解を含め市長に報告し、弊社のホームページなどでも公表します」などとする謝罪文を、報道担当課長を通じて橋下市長に渡した。
- ・ 26日：朝日新聞出版が編集長を更迭。
- ・ 11月12日：委員会が、「見出しを含め、記事は橋下氏の出自を根拠に人格を否定するという誤った考えを基調とし、人間の主体的尊厳性を見失っている」などとする見解を発表。また、朝日新聞出版が、神徳英雄社長の辞任と、前編集長の停職3ヵ月及び降格、記事を担当した副編集長（デスク）を停職3ヵ月及び降格、雑誌統括兼コンプライアンス担当を停職20日とする計3人の懲戒処分を決定するとともに、同社の篠崎充社長代行が、大阪市役所を訪れ、橋下氏に社長辞任と懲戒処分を伝えるとともに「人権意識が欠如していた。深く反省し、心からおわび申し上げます」と謝罪。さらに佐野氏も朝日新聞出版を通して「見解とお詫び」を発表。
- ・ 20日：この日発売の『週刊朝日』11月30日号で、尾木和晴編集長代行による謝罪文および委員会の見解の全文や経過報告書・佐野氏のコメントなどを10ページにわたって掲載。
- ・ 2013年4月6日：橋下氏がツイッターで、『週刊朝日』4月12日号掲載の記事の中で、同氏がバラエティー番組に相次いで出演した背景に、大阪での影響力低下がとの関係者の見方を紹介したことに対して、「週刊朝日は（自分を）ちゃかしている。重大な人権侵害をやったにもかかわらず、半年やそこらでもう忘れていて」と批判するとともに、「（出自報道は）普通なら慰謝料請求が当たり前だろう。（社長辞任や謝罪で）僕はのみ込んだつもりだ。しかし請求権を放棄したわけではない」「週刊朝日（の発行元）だけでなく100%親会社、人材も重なり合う朝日新聞も訴えます」と発言。

4. メディア倫理の観点から見た問題点

(1) 概括的な問題点

- ・今回の問題のみにとどまらず、権力者の人間的本質・思想・政策等の妥当性を厳しくチェックすることはメディアに求められる当然の倫理ではないのか。
- ・差別を助長・扇動するのではなく、あらゆる差別を無くすための報道を行うのが当然の倫理ではないのか。
- ・メディア企業・ジャーナリストとも、自らの私益性をあまりにも重視するあまり、「視聴者・読者の知る権利に奉仕する」という公益性をないがしろにすることは、倫理的に許されないのではないのか。
- ・発表報道ではなく、綿密な調査報道を充実させることが求められる当然の倫理ではないのか。

(2) 個別的な問題点

①企画・編集に関して

- ・企画内容と議論がずさんだったのではないかと²。
- ・佐野氏は執筆者として最適とは言えないのではないかと³。

②全体の文脈・表現に関して

- ・メディア倫理一般に違反しているのではないかと⁴。
- ・明文化された倫理綱領等にも反しているのではないかと⁵。

² 委員会見解において、「多様な視点を含みつつも、差別や偏見を助長する危険の伴う極めてセンシティブな内容であったことが認められる。したがって、本企画については、その狙いの当否、各視点の相互関係、手法、表現のあり方等について、社内において慎重に議論すべきであった。しかし、これらを検討する資料となる企画書はなく、レジュメもコンテもない。佐野氏が示した連載展開の概要像も編集部で検討した事実はない。本件は、企画の段階において、慎重な検討作業を欠いていたというべきである」と述べられているように、もっと時間をかけて編集部内で綿密かつ慎重な議論を行い、真の意味で橋下氏の人間的本質に迫るような企画にすることがメディアの倫理の観点から求められたのではないかと。

³ 部落差別問題に造詣が深いわけでない佐野氏を執筆者として起用したことも、あまりにも安易であると考えられる。

⁴ 委員会見解において、「見出しを含め、記事及び記事作成過程を通して橋下氏の出自を根拠にその人格を否定するという誤った考えを基調としている。人間の主体的尊厳性を見失っているというべきである。そして、部落差別を助長する表現が複数箇所あり、差別されている人々をさらに苦しめるものとなっている。また、各所に橋下氏を直接侮辱する表現も見られる」と述べられているように、全体の文脈・表現の両面ともに、明らかにメディアの倫理に反していると考えられる。

⁵ 市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約＝国際人権B規約）第20条2項（「差別、敵意又は暴力の扇動となる国民的、人種的又は宗教的憎悪の唱道は、法律で禁止する。」）、ユネスコ・マスメディア基本原則宣言、雑誌編集倫理綱領（「2. 人権と名誉の尊重 個人及び団体の名誉は、他の基本的人権とひとしく尊重され擁護されるべきものである。(1) 真実を正確に伝え、記事に採り上げられた人の名誉やプライバシーをみだりに損なうような内容であってはならない。(3) 人種・民族・宗教等に関する偏見や、門地・出自・性・職業・疾患等に関する差別を、温存・助長するような表現はあってはならない。」）、朝日新聞記者行動基準（「【人権の尊重】記者は、報道を通じて、民族、性別、信条、社会的立場による差別や偏見などの人権侵害をなくすために努力する。取材や報道にあたっては、個人の名誉やプライバシー、肖像権などの人格権を不当に侵害しない。【記事等の表現】8. 記事や写真、風刺画など形式を問わず、表現には品位と節度を重んじる。特に暴力、残虐行為、性に関する表現では、読者に不要な不快感を与えないように配慮する。9. 人種、民族、社会的立場、職業、宗教、性別、病気、障害などに関して、差別的な言葉は使わない。記事の文脈全体としても差別や偏見を助長する表現にならないように留意する。性別については、男女の役割分担の偏りを固定するような表現は避ける。」）

③対応措置に関して

- ・発行後も問題の本質や事態の深刻さに気づかず、謝罪が遅れたことや謝罪文の内容は問題ではないか⁶。
- ・発行後に速やかに回収すべきではなかったのか⁷。
- ・連載中止の判断は妥当だったのか⁸。
- ・朝日新聞出版の再発防止策⁹だけでいいのか。

4. メディア・アカウンタビリティの観点から見た問題点

- ・そもそも問題となった記事自体およびその企画・取材が、「社会益への奉仕」という目的を有しておらず、さらには「公共善」原理に基づいていないのではないか。
- ・関係者を橋下氏のみ限定せず、部落差別で苦しんでいるすべての人々に対して謝罪をすべきではないのか。
- ・対応措置は妥当ではないのではないか（先述）。

5. メディア関係者の自主規制と自律

⁶ 委員会見解において、「17日夜に朝日新聞出版が発表した「今回の記事は、公人である橋下徹氏の人物像を描くのが目的です。」などとするコメントは、発行から2日経っていながら、本件記事の正当化とも受け取れるものである。また、18日夜に発表しておわびコメントや、週刊朝日11月2日号に掲載した編集長名での「おわびします」でも、タイトルや複数の不適切な記述に関するおわびにとどまっていた。この段階においても、問題の本質に気づいていなかった」と述べられている。

⁷ 「会社は記事の掲載中止、本誌発行後の回収など根本的な措置をとることを判断すべきでした」（2012年11月12日発表の篠崎社長による「朝日新聞社報道と人権委員会」の見解を受けて）の中の一節

⁸ 委員会の見解においては、「連載を続けるためには、この問題についての検証、編集態勢の見直し、企画の狙いや記事執筆の基本的な考え方などの再検討、タイトルの変更などが必要だった。さらに、2回目以降も橋下氏の親族を取り上げることが予定されており、過ちを繰り返さないためには一層の慎重さが求められた。以上の点を考えると、継続は困難であり、連載中止はやむを得なかった。」と述べられている。一方で、東京部落解放研究所研究員・浦本誉至史「差別するつもりはなかったが、ミスをしたので中止するという言い訳は、言論機関として最低だ。なぜ差別を是認、助長する連載が許されるかを堂々と説明すべきだ。差別をするつもりがないのであれば、その根拠を示してもらいたい。何の説明もなく、連載をやめたのは表現の自由の抹殺行為にほかならない」（東京新聞2012年10月23日付朝刊掲載）、ノンフィクション作家・高村薫「記事内容が不適切だったのであれば、わびるべきはわび、正すべきは正すとしても、連載自体までやめる理由はない。政党の代表ともなればいろんなことを書かれるのは当然で、表現さえ気を付ければ、正当な取材に基づくノンフィクションとして継続してもよかった。いろんな力が働いたとしか思えない」、立教大学教授・服部孝章「2回目以降、まだ知られていない事実が明らかになったかもしれないのに、それが書かれなくなりました。国民の知る権利に資すべき報道をやめてしまったということです。抗議を受けて謝罪、連載中止に追い込まれたことで、他のメディアまで萎縮してしまう。橋下氏個人の周辺報道がしづらくなるといった悪影響を懸念せざるを得ません」（いずれも毎日新聞2012年10月25日付夕刊掲載）など中止に批判的な意見も存在する。

⁹ 「人権意識の決定的欠如、チェック体制の欠陥が週刊朝日編集部のみならず社全体にも及んでいたことを深く認識しています。二度と過ちを繰り返さないために、再発防止への考えとその対策を述べます。1. 記者の人権研修の徹底化 週刊朝日編集部への集中的な人権研修及び、全社員に対して定期的な研修を繰り返し、会社が一丸となって人権意識の向上を目指します。2. 記者規範研修を改めて徹底 見解では、事実の信憑性を疑われる記述があると指摘されました。この反省に立ち、事実の確認や裏取り取材を確実にを行うために記者が求められている倫理観や順守すべき基本原則を学ぶ記者規範の研修を行います。3. 発行人と編集人の分離 週刊朝日の編集長はこれまで発行人と編集人の両方の権限を持っており、権限が集中しすぎていました。両者を分けることにより、相互チェックを働かせます。4. コンプライアンス担当の専任化 記事のチェックをするコンプライアンス（法令順守）担当はこれまで雑誌統括と兼務としていましたが、雑誌統括から独立させて専任にします。5. デスク（副編集長）の原稿相互チェック体制の強化 編集部内にこれまで設けていなかった原稿チェック専門の副編集長（デスク）を置き、編集部内の相互チェックを強化します。（2012年11月12日発表の篠崎社長による「朝日新聞社報道と人権委員会」の見解を受けて）の一部

- ・ 部落差別だけでなく、さまざまな問題について、タブー化し、問題の報道を自主規制するのではなく、問題を真摯な姿勢で捉えて報道することが必要なのではないのか。
- ・ その前提として、当然のことながら、取材・編集・報道などに関する法や倫理を的確に理解するとともに、意見が分かれている点については多角的な視座から議論しあうことが、メディア関係者の自律のためには不可欠ではないのか。

6. 日本のメディアにおける倫理およびアカウンタビリティ欠如の原因

(1) 構造的な原因

- ・ 営利法人である新聞社・出版社・民間放送局は、法人の目的である利潤の最大化のために、倫理やアカウンタビリティの遵守よりも利潤追求を優先させている。
- ・ 非営利法人であるNHKは、放送法の規定によって、人事・予算・事業計画などを国会で承認してもらう必要があるため、倫理やアカウンタビリティの遵守よりも与党政治家の意向を優先させている。

(2) 運営的な原因

- ・ 放送局や新聞社などのメディア事業体で働く記者の大多数は、大学（院）でジャーナリズムについて専門的に学んでおらず、また入社後も取材・報道に関する実務的な倫理基準等は、研修である程度学ぶものの、多忙な日常業務の中で忘却してしまうため、倫理やアカウンタビリティに関する知識を有していない。
- ・ 倫理やアカウンタビリティに反する取材・報道などの行為があったとしても、それを客観的な立場からチェックするとともに、違反行為に対するペナルティを科すような組織が存在しない¹⁰。
- ・ ジャーナリストとして倫理やアカウンタビリティを重視する記者は、組織内では出世できない。

(3) 個人的原因

- ・ (2)の最後で挙げてことと関連するが、記者の多くは、ジャーナリストであることよりもサラリーマンであることを優先するため、倫理やアカウンタビリティに反していても、上司の命令に従っている。
- ・ 出版社の場合には、倫理に関する研修さえも受けていない、フリーの編集者やライターが多数存在している。

7. おわりに

『週刊朝日』の「橋下氏の人間の本質に迫る」という企画そのものは、まったく問題ではなく、むしろそうした企画を立案したことは評価すべきであると考えられる。また、この企画をきちんと実現することは、現在の日本において必要とされる調査報道につながるものではないであろうか。従って、今回の『週刊朝日』が犯した過ちは、差別報道のみならず、自らの手で調査報道の可能性を放棄したことにもあると言えよう。

¹⁰ BPO（放送倫理・番組向上機構）はNHKと民放連が設置した組織であり、客観性の点で問題がある。